

「刑事裁判の充実・迅速化について（その2）」の一部修正第5 即決裁判手続1 即決裁判手続の申立て

- (1) 検察官は、捜査の結果、被疑者が被疑事実を認めており、かつ、事案の性質、公判において取調べを必要とする証拠の内容・量等にかんがみ、当該事件の審理につき、即決裁判手続によることが相当と思料するときは、被疑者に対し、当該手続によることについて異議がないかどうかを確かめるものとする。弁護人がいるときは、当該弁護人にも異議がないかどうかを確かめるものとする。
- (2) 被疑者又は弁護人は、当該手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならないものとする。
- (3) 検察官は、(1)において、被疑者及び弁護人に異議がないときは、公訴の提起と同時に、書面で即決裁判手続の申立てをすることができるものとする。その場合、(2)の書面を添付しなければならないものとする。

2 公的弁護人の選任

- (1) 被疑者は、即決裁判手続によることについて異議がないことを明らかにしようとする場合において、現に弁護人がなく、かつ、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、公的弁護人の選任を請求することができるものとする。
- (2) (1)の場合において、検察官の意見を聴いた上で、相当と認められるときは、公的弁護人が選任されるものとする。

⇒ 3 即決裁判手続の決定

- (1) ~~裁判所は、~~1 (3)の即決裁判手続の申立てがあった場合において、弁護人がいないときは、できる限り速やかに国選公的弁護人を選任するときは、~~は、~~

~~できる限り速やかにこれを行うものとする。~~

- (2) 検察官は、1(3)の即決裁判手続の申立てをしたときは、被告人又は弁護人に対し、取調べ請求予定証拠をできる限り速やかに開示するものとする。
- (3) 1(3)の即決裁判手続の申立て後に弁護人が選任された場合、裁判所は、弁護人に対し、できる限り速やかに即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめるものとする。弁護人は、当該手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならないものとする。
- (4) 裁判所は、1(3)の即決裁判手続の申立てがあったときは、当事者の意見を聴き、できる限り速やかに公判期日を開くものとする。ただし、1(3)の即決裁判手続の申立て後に弁護人が選任されたときは、~~2~~(3)の書面の提出後、できる限り速やかに公判期日を開くものとする。

(5) 即決裁判手続によって審判する旨の決定をしようとする公判期日及び同手続による審判を行う公判期日は、弁護人がなければ開廷することができないものとする。

~~(5)~~(6) 裁判所は、次のいずれかの場合を除き、公判期日において、即決裁判手続によって審判する旨の決定をするものとする。

ア 被告人又は弁護人が、公判期日に先立ち、同手続によることに異議を述べ、又は冒頭手続において、有罪である旨の陳述をしなかったとき。

イ 申立てに係る事件が、即決裁判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるとき。

#### 3-4 即決裁判手続による裁判

- (1) 即決裁判手続の決定があった事件の審理は、刑事訴訟法第291条の2(簡易公判手続)の決定があった事件と同様の手続によるものとする。
- (2) 裁判所は、即決裁判手続による審理を行ったときは、原則としてその期日に結審し、即日判決を言い渡すものとする。

(3) 即決裁判手続においては、罰金刑以下の刑を科する場合を除き、実刑

を科することはできないものとする。

~~(3)~~(4) 裁判所は、即決裁判手続の決定があった事件が、同手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならないものとする。

~~(4)~~(5) 即決裁判手続の決定が不相当を理由に取り消された場合には、既に取り調べられた書証については、刑事訴訟法第326条の同意があるものとみなすものとする。

#### 45 上訴

##### A案

⇒4の判決に対しては、再審の請求をすることができる場合に当たる事由があることを理由とする場合を除き、認定された罪となるべき事実に誤りがあることを理由として、控訴することはできないものとする。

##### B案

上訴の制限は、もうけないものとする。